

発議第11号

防災対策の見直しを初めとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書について

防災対策の見直しを初めとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年10月17日 提出

松阪市議会議員 楠谷 さゆり
大平 勇
久松 倫生

防災対策の見直しを初めとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（2013年）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35万人から約56万人に上り、一カ月後においても約10万人から約20万人が避難所生活を続けることになると推計されている。

東日本大震災、熊本地震では、多くの学校が避難所となった。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められている中で、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難」などの課題が報告されている。

三重県では、学校構造部材の耐震化が着実に進められ、小学校・中学校の一部を残すのみとなった。

一方、非構造部材の耐震化について、文部科学省は、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、2015年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう、各教育委員会等に要請した。その結果、松阪市内の小中学校においては、全ての屋内運動場等の天井等の落下防止対策がなされた。

また、松阪市内の公立学校47校が避難所指定を受け、被災時、大勢の避難者が学校に避難してくることが想定される。有事の際、教職員としてどのような対応が必要か、避難所運営にどうかかわるか等の議論が必要である。一定期間生活することとなる学校において、健康に留意した生活を送るためには、空調設備は欠かせないものであるが、現在、松阪市内で普通教室に空調設備のある学校は2.1%、体育館に空調設備のある学校はない。避難所としての学校の施設・設備の充実が求められるとともに、避難所機能が継続する中で教育活動を行うためにも、施設の整備が必要であり、ハード・ソフト両面において、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。

よって国においては、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 17 日

三重県松阪市議会議長 山 本 芳 敬